

# 塀の安全性の確保は所有者の責任です 安全ですか？ブロック塀や石積みなどの塀

★建築開発課 ☎ 25- 1 1 4 0

## 所有者・通行者のみなさんへ

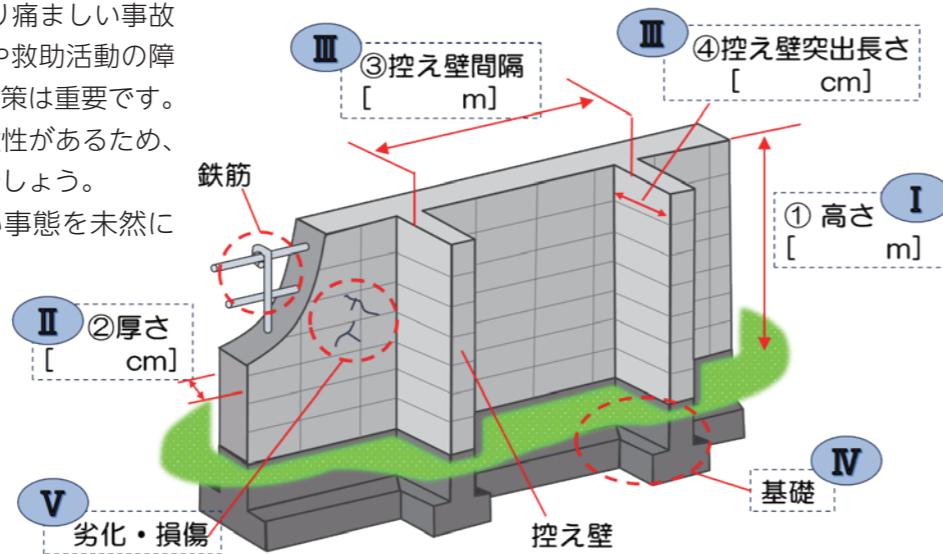
大阪府北部を震源とする地震により痛ましい事故が発生して2年。塀の倒壊は、避難や救助活動の障害にもなり、通学路や避難路の安全対策は重要です。

高い塀や劣化した塀は、倒壊の危険性があるため、危険な箇所を確認しておくのもよいでしょう。

地震に備え、取り返しのつかない事態を未然に防ぐため安全点検を行いましょ。

## Let's try 安全点検スタート！

右の図を参考に、①～④の寸法を測定し、測定寸法と外観を下の表で点検します。



種類	A ブロック塀の場合 ↓該当項目に☑してください	B 組積造の塀の場合 ↓該当項目に☑してください
I 塀の高さ	地面から 2.2 m以下である (①高さ) <input type="checkbox"/>	地面から 1.2 m以下である (①高さ) <input type="checkbox"/>
II 塀の厚さ	②厚さが 10cm 以上 (①高さが 2 m を超える場合は 15cm 以上) である <input type="checkbox"/>	②厚さが次の値☆以上ある 計算：①高さ (m) × 10 = ( ☆ cm) <input type="checkbox"/>
III 控え壁	III - 1、III - 2 いずれかを満たしている	III - 1、III - 2 いずれかを満たしている
III - 1 控え壁不要	①高さが 1.2m 以下である <input type="checkbox"/>	②厚さが次の計算値☆以上ある 計算：①高さ (m) × 15 = ( ☆ cm) <input type="checkbox"/>
III - 2 控え壁必要	③控え壁間隔が 3.4m 以下である ④控え壁突出長さが次の計算値☆以上 計算：①高さ (m) × 20 = ( ☆ cm) <input type="checkbox"/>	③控え壁間隔が 4.0m 以下である ④控え壁突出長さが次の計算値☆以上 計算：②厚さ (cm) × 1.5 = ( ☆ cm) <input type="checkbox"/>
IV 基礎	コンクリートの基礎がある <input type="checkbox"/>	基礎がある <input type="checkbox"/>
V 劣化・損傷	傾いたり、一部ひび割れていない <input type="checkbox"/>	傾いたり、一部ひび割れていない <input type="checkbox"/>

※写真は被害事例です。

## 点検結果チェック

○すべての項目に☑がある ⇒ 今後も劣化・損傷の観察を行いましょ。

○☑にならない項目が一つでもある ⇒ 専門家に相談しましょ。注意表示をし、補修・撤去を行いましょ。

### ★塀に関する専門的な相談 (専門家)

- ・(公社) 日本エクステリア建設業協会 ☎ 03-3865-5671
- ・(一社) 埼玉県建築士事務所協会 ☎ 048-864-9313
- ・(一社) 埼玉建築士会 ☎ 048-861-8221

### ★塀の安全対策の相談 (行政)

- ・建築開発課 (市役所2階) ☎ 25-1140
- ・埼玉県熊谷建築安全センター  
☎ 048-533-8776

# 空き家・空き地の適正な管理をお願いします

★空き家に関すること 都市計画課 ☎ 25- 1 1 3 6

★空き地に関すること 環境推進課 ☎ 25- 1 1 7 3、支所環境産業課 ☎ 72- 1 3 3 4

## ○空き家除却補助金の補助対象基準が変わります

本庄市空き家除却補助金交付要綱の一部改正に伴い、10月以降受付分から補助対象基準が下表のとおり変更となります。

	改正前 (旧補助対象基準) 9月末日受付分まで	改正後 (新補助対象基準) 10月以降受付分から
補助対象	次のすべてに該当するもの ・空家等対策の推進に関する特別措置法又は本庄市空き家等の適正管理に関する条例による指導を受けているもの ・市内に存し、1年以上使用のないもの ・公共事業等の補償対象となっていないもの ・所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者から除却について同意を得ているもの ・危険評価基準による評点の合計が100点以上であるもの	次のすべてに該当するもの ・市内に存し、昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物であること (昭和56年6月1日以後に増築又は改築されたものを除く) ・補助対象空き家及び一体的な利用に供される敷地、建築物が1年以上使用のないもの ・公共事業等の補償対象となっていないもの ・所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者から除却について同意を得ているもの ・国又は地方公共団体が所有していないもの ・本庄市木造住宅耐震改修補助金を受けていないもの
補助金額	最大 50 万円	居住誘導区域…最大 50 万円 その他の区域…最大 30 万円 ※

申請方法 事前相談のうえ申請書類 (都市計画課及び市ホームページで配付) を提出

\*必ず解体業者との契約・着工前に申請してください。

※10月1日(木)から7日(木)までの間に受け付けた申請額が本年度事業予算額を超過する場合、抽選により補助対象者を決定します。

## ○空き家、空き地を放置していませんか

空き家や空き地を放置すると、草木の繁茂や家屋の老朽化による建築材の飛散など、周囲の生活環境に影響を与える可能性があります。空き家や空き地は所有者の財産であり、適正に管理されていないことが原因で他者に損害を与えた場合、所有者がその責任を問われます。下記のチェックリストを確認し、思わぬトラブルの原因とならないようにきちんと管理しましょ。

### ▼空き家、空き地チェックリスト

#### 建物

- 屋根、軒裏：屋根材や軒天井の異常 (変形、はがれ、破損) がないか
- 窓、ドア：傾きや開閉の不具合、ガラスの割れがないか
- 雨どい：水漏れ、変形、外れがないか
- 外壁：腐朽、はがれ、破損、浮きがないか
- 土台、基礎：破損、腐朽、ずれがないか
- 家の中：雨漏り、カビ、害虫の発生、臭気、動物のすみつきがないか

#### その他

- 塀、門扉：ひび、割れ、傾きなどがないか
- 敷地：ごみ等の不法投棄、害虫の発生、草木の繁茂、臭気、動物のすみつきがないか

